

文京区まちづくり推進要綱

昭和 63 年 7 月 30 日 63 文ま副 1 発第 558 号 決定
平成 3 年 4 月 12 日 3 文ま 1 発第 36 号 改正
平成 10 年 10 月 15 日 10 文都計発第 270 号 改正
平成 12 年 7 月 3 日 12 文都計発第 58 号 改正
平成 16 年 6 月 2 日 16 文都計第 153 号 改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、文京区都市マスタープランを踏まえ、整備又は保全の必要性のある区域（以下「まちづくり推進対象区域」という。）について、区民等とともに安全で快適なまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民等 文京区に居住する者又は文京区の区域内の土地若しくは建物に関する所有権、借地権（借地借家法第 2 条第 1 号に規定する借地権のことをいう。）若しくは借家権（建物の賃借権をいう。）を有する者をいう。
- (2) 団体 まちづくりに係る活動（以下「まちづくり活動」という。）を行う区民等の組織をいう。
- (3) まちづくりコンサルタント 文京区まちづくりコンサルタント派遣要綱（平成 3 年 4 月 12 日 3 文ま 1 発第 38 号。以下「派遣要綱」という。）第 4 条第 1 項の規定により区に登録された者をいう。

(まちづくり推進対象区域)

第 3 条 まちづくり推進対象区域とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 文京区都市マスタープランにおいて、地域拠点又は生活拠点に位置付けられた区域
- (2) 良好な住環境の保全、魅力ある景観づくり、地域への貢献に資する一体的な整備等を図る必要があると認められた区域
- (3) 別表に掲げるまちづくり事業を推進する必要があると認められた区域

(まちづくりコンサルタントの派遣)

第 4 条 区長は、前条に規定するまちづくり推進対象区域において、区民等又は団体に対しまちづくりに関する啓発、指導又は助言を行なうため、まちづくりコンサルタントを派遣することができる。

2 前項に規定するもののほか、まちづくりコンサルタント及び派遣に関しては、派遣要綱

に定めるところによる。

(まちづくり協議会)

第5条 区長は、第3条に規定するまちづくり推進対象区域において面的な整備又は保全のためのまちづくり活動を行う団体が、次の各号に掲げる要件を満たすときは、まちづくり協議会として認定することができる。

- (1) 区民等によって構成されていること。
- (2) 区民等に参加の機会が保証されていること。
- (3) 当該団体が継続して6月以上まちづくり活動を行っていること。
- (4) 当該団体が、まちづくり活動の目的を達するために必要な区域において、まちづくり活動を行うものであること。
- (5) 当該団体の主たる活動が、活動を行う区域内の区民等の多数の支持を受けていること。
- (6) 当該団体が会則、規則等を定めていること。

2 区長は、まちづくり協議会の認定をしたときは、予算の範囲内において、当該団体に対して助成金を交付することができる。

3 前項に規定するもののほか、まちづくり協議会に係る助成金に関しては、文京区まちづくり協議会助成金交付要綱（昭和63年8月15日63文ま副1発第616号）に定めるところによる。

付 則

この要綱は昭和63年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成3年4月12日から施行する。

付 則

この要綱は平成10年10月15日から施行する。

付 則

この要綱は平成12年7月3日から施行する。

付 則

この要綱は平成16年6月2日から施行する。

別表（第3条関係）

1	木造住宅密集市街地整備促進事業
2	防災生活圏促進事業
3	緊急木造住宅密集地域防災対策事業
4	都市防災不燃化促進事業
5	市街地再開発事業
6	都心共同住宅供給事業